

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-72 側方照射灯 7-72-1 装備要件 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。(保安基準第33条の2第1項) 7-72-2 性能要件（視認等による審査） (1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第44条第1項関係、細目告示第122条第1項関係) ① 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。 ② 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。 (2) 次に掲げる側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯 7-72-3 取付要件（視認等による審査） (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の2第3項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係) ① 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 ② 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。 ただし、後退灯が作動した場合には、方向指示器の作動又はかじ取装置の向きにかかわらず、自動車の両側に備える側方照射灯を作動させることができる。 ③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。 ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に側方照射灯の作動が停止する構造であること。 ④ 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上、上縁の高さが地上900mm以下であつてすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けられていること。 ⑤ 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取付け	8-72 側方照射灯 8-72-1 装備要件 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。(保安基準第33条の2第1項) 8-72-2 性能要件（視認等による審査） (1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第200条第1項関係) ① 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。 ② 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。 (2) 側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係) 8-72-3 取付要件（視認等による審査） (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の2第3項関係、細目告示第200条第3項関係) ① 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 ② 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。 ただし、後退灯が作動した場合には、方向指示器の作動又はかじ取装置の向きにかかわらず、自動車の両側に備える側方照射灯を作動させることができる。 ③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。 ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に側方照射灯の作動が停止する構造であること。 ④ 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 ⑤ 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取付け

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
られていること。 ⑥ 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1,000mmまでの間にあること。 この場合において、次のいずれかに該当するものは、当該自動車の前端に含めないものとする。 ア 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブーム等 イ 特種用途自動車に備えるバケット等 ウ 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される附属装置（附属装置の取付装置を含む。） エ 特種用途自動車であってウインチ等の特種な作業のために備える装置（当該装置を備えるための取付装置及びバンパを含む。） ⑦ 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。 ⑧ 側方照射灯は、点滅するものでないこと。 ⑨ 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑩ 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-72-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条第4項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯	られていること。 ⑥ 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。 ⑦ 側方照射灯は、点滅するものでないこと。 ⑧ 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑨ 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-72-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第200条第4項関係） 8-72-4 適用関係の整理 7-72-4の規定を適用する。
7-72-4 適用関係の整理 (1) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、7-72-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第31条第2項関係） (2) ①及び②に掲げる自動車については、7-72-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第31条第1項関係） ① 平成21年3月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの ② 平成27年3月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの 7-72-5 従前規定の適用① 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第31条第2項関係） 7-72-5-1 装備要件 7-72-6-1に同じ。 7-72-5-2 性能要件 7-72-6-2に同じ。 7-72-5-3 取付要件 (1) 側方照射灯は、7-72-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯す	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

る構造であること。

ただし、後退灯が作動した場合には、方向指示器の作動にかかわらず自動車の両側に備える側方照射灯を作動させることができる。

この場合において、後退灯の作動が解除されたときは、自動的に側方照射灯の作動を停止する構造であること。

② 側方照射灯は、その照明部の中心の高さがすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。

③ 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm までの間にあること。

④ 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-72-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 1 項関係)

① 平成 21 年 3 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの

② 平成 27 年 3 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの

7-72-6-1 装備要件

自動車の両側面の前部には、側方照射灯を 1 個ずつ備えることができる。

7-72-6-2 性能要件

(1) 側方照射灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。

② 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく損傷したものでないこと。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-72-6-3 取付要件

(1) 側方照射灯は、7-72-6-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。

ただし、後退灯が作動した場合には、方向指示器の作動にかかわらず自動車の両側に備える側方照射灯を作動させることができる。

この場合において、後退灯の作動が解除されたときは、自動的に側方照射灯の作動を停止する構造であること。

② 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けられていること。

③ 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm までの間にあること。

④ 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。